

答申第54号  
平成18年5月17日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会  
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成17年5月27日付け兵公委発第98号で諮問があった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査請求人が公文書公開請求書(平成17年2月23日付け)において指定した特定の3つの電話番号から110番に電話をした理由を示した文書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「審査請求人が公文書公開請求書(平成17年2月23日付け)において指定した特定の3つの電話番号から110番に電話をした理由を示した文書」を非公開とした決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求書に記載はなく、諮問庁の説明によれば、同庁からの補正命令にもかかわらず、審査請求人から補正書の提出はなかったが、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成17年2月28日付けで行った非公開決定を取り消し、その全部を公開するよう求めるものと解される。

2 審査請求の理由

審査請求書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 審査請求人が公開を求める本件公文書は、審査請求人が公文書公開請求書(平成17年2月23日付け)において指定した特定の3つの電話番号(以下「指定電話番号」という。)から兵庫県警察本部に対して110番通報がなされた理由を示した文書(平成15年1月から現在まで)である。
- (2) 審査請求人は、一定の期間に110番通報をしたが、担当警察署が何もしないことにより損害を受けたので、その裏付けとなる資料が必要であるから、本件公文書を公開すべきである。最高裁判所において、文書提出命令により、審査請求人の主張を認めた例がある。
- (3) 本件公文書を公開することにより、警察がなすべきことをしていない状況を広く一般に知らせるべきである。警察は、業を行わず、犯人検挙率も低下しており、税金の無駄遣いである。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 実施機関は、110 番通報により、事件・事故等の目撃情報の提供、被害申告、これらに伴う警察に対する出動要請等を受け、通報者、被害者、目撃者等の事件・事故の関係者に関する住所、氏名、電話番号等の情報や、法人、各種団体等の所在地、名称等の情報といった個人、法人等の属性に関する情報、さらには事件・事故の発生日時、場所、事案内容等の事案の概要に関する情報を取得し、これら 110 番通報によって得られた情報のほか、出動又は処理をした警察官の氏名、出動時刻、措置結果等を一連の情報として保有している。

2 特定の電話番号も個人の属性を示すもので、個人に関する情報に含まれる。

また、ある個人が何らかの理由で 110 番通報をしたか否かという事実は、通常他人に知られたくないと認められる個人のプライバシーに関する情報である。したがって、特定の電話番号から 110 番通報がなされたか否かという事実は、非公開とすべき個人情報として保護しなければならない。

そして、本件公文書の存否を明らかにすると、特定の電話番号からの 110 番通報の有無が明らかになり、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる。

したがって、本件公開請求に対して情報公開条例(平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。)第 9 条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったものである。

3 情報公開請求が何人も理由を問わず公開請求できるものであることから、審査請求人の主張する「一定の期間に 110 番通報をしたが、担当警察署が何もしないことにより損害を受けたので、その裏付けとなる資料が必要である。」との理由は意味がなく、また、仮に、指定電話番号が審査請求人本人に係る電話番号であったとしても、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることを前提としているから、当該情報の本人から請求があっても公開できないものである。

また、文書提出命令の手続は、情報公開制度とは全く別のもので、審査請求人の主張は意味不明であり、結論に影響を及ぼすものではない。

#### 第 4 審査会の判断

##### 1 本件公文書の概要

本件公文書は、指定電話番号から兵庫県警察本部に対して 110 番通報がなされた理由を示した文書(平成 15 年 1 月から現在まで)である。

##### 2 条例第 9 条適用の適否について

(1) 条例第 9 条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第 6 条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

(2) 諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第 6 条第 1 号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第 9 条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

ア 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている場合には、これらの情報を除いて公開しなければならないことを定めたものである。

これは、情報公開制度において、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的とした趣旨と解される。

なお、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることから、通常他人に知られたくないと認められるか否かは、一般人の判断を基準とすべきと考えられる。

イ 本件公文書は、特定の電話番号から兵庫県警察本部に対して 110 番通報がなされた理由を示した文書である。

電話番号は電話帳等によって特定の個人を識別することができるのが通常であるから、本件公文書は「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、その存否を明らかにするだけで、特定の個人が 110 番通報をしたか否かが明らかになり、又は少なくとも特定の個人が 110 番通報したかのように受け取られるおそれがあるものと認められる。そして、特定の個人が 110 番通報をした理由に関する情報のみならず、特定の個人が 110 番通報をしたか否かに関する情報も、一般人の判断を基準とすれば、通常他人に知られたくない情報と認められる。

ウ したがって、本件公文書の存否を明らかにすれば、条例第 6 条第 1 号が情報を非公開とすることにより保護しようとしている利益を損なうことになると考えられる。

エ 以上のことから、警察本部長が条例第 9 条を適用し、本件公文書の存否を明

らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当であると考えられる。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、一定の期間に 110 番通報をしたが、担当警察署が何もしないことにより損害を受けたので、その裏付けとなる資料が必要であるから本件公文書を公開すべきであると主張する。

しかし、上記 2 (2)アで述べたように、情報公開制度において個人のプライバシーは最大限に保護されなければならないところであり、また、情報公開制度において、非公開情報は請求者のいかににかかわらず一律に適用されるものであることを前提としているため、審査請求人本人の情報であっても公開できないことから、仮に、審査請求人が主張するような損害があり、本件公文書がその裏付け資料となり得るとい事情や、指定電話番号が審査請求人本人に係る電話番号であるという事情があったとしても、そのことが 2 (2)エの判断に影響を及ぼすものとは考えられない。

また、審査請求人は、最高裁判所において、文書提出命令により、審査請求人の主張を認めた例があると主張する。

しかし、文書提出命令の対象となるか否かと情報公開制度において公開されるか否かは、別個の制度に関する別個の判断であり、仮に本件公文書が文書提出命令の対象とされたとしても、結論に影響を及ぼさない。

- (2) その他の審査請求人の主張は、公益上公開する必要があるとの主張とも考えられるが、その具体的な理由は明らかではなく、結論に影響を及ぼさない。

### 4 以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

#### 審査の経過

年 月 日	経 過
17 . 5 . 27	・ 諮問書の受領
17 . 6 . 20	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
17 . 8 . 23 (第166回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
18 . 4 . 25 (第172回審査会)	・ 審議
18 . 5 . 17	・ 答申